

改善報告書

令和6年7月1日

1. 大学名：宮崎産業経営大学

2. 認証評価実施年度：令和4年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○学生の賞罰に関する手続きを「学生懲戒に関する規程」に定めているが、改廃権が理事会となっており、学長が手続きを定めているとはいえないため、改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

以下のように(規程の改正)第19条の改正を行った(令和5年4月1日から施行)。

・(規程の改正)

第19条 この規程の改廃は、学生部委員会、教授会及び大学協議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

5. エビデンス(根拠資料)一覧

基準項目4-1の資料

- ・「学生懲戒に関する規程」
- ・「【大淀学園】第248回理事会議事録(R5.3.28)」